

都城市勤労身体障害者教養文化体育施設指定管理者候補者選定の概要

都城市勤労身体障害者教養文化体育施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和6年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称
株式会社文化コーポレーション
- (2) 代表者名
代表取締役 齊藤 総一郎
- (3) 所在地
宮崎市生目台西三丁目4番地2
- (4) 設立年月日
昭和34年2月1日
- (5) 従業員数
1, 131名（令和6年5月末現在）
- (6) 業務内容
指定管理者、施設管理、ビル総合管理ほか

2. 指定期間

令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市勤労身体障害者教養文化 体育施設 (都城市都原町3369番地)	敷地面積：3566.49㎡ 延床面積：1496.90㎡ 構 造：鉄筋コンクリート造平屋建 主な施設：体育室、トレーニング室、研修室、 音楽室、文化室、更衣室、談話ホール 車いす用トイレ、事務室、機械室

(2) 業務概要

- ①施設の使用許可等に関すること。
- ②施設の運営に関すること。

- ③施設の安全対策に関すること。
- ④障がい者福祉向上のために必要な場の提供に関すること。
- ⑤施設の維持管理及び修繕に関すること。
- ⑥施設の管理運営に関して市が必要と認めること。

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1 団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和6年6月5日	第1回選定委員会開催
令和6年6月1日～令和6年7月3日	募集（広報都城6月号、市ホームページへの掲載）
令和6年7月10日	現地説明会
令和6年7月10日～令和6年7月19日	申請書類受付
令和6年9月20日	第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査
令和6年10月15日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1 人
	税理士	1 人
	司法書士	1 人
	民生委員・児童委員	1 人
施設利用者代表		1 人
市課長職		2 人

(3) 選定理由

令和6年9月20日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で株式会社文化コーポレーションが指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・市の管理運営方針及び施設の設置目的を理解し、適正な管理運営が期待できる。
- ・申請団体の基本理念とそれに基づいた施設運用の目的が明確に示されている。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・施設利用者や福祉作業所と連携した施設の有効活用についての提案がなされている。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・これまでの管理運営実績があり、経費配分の考え方が明確に示されている。
- ・施設従業員が清掃を行う等、コスト削減の提案がなされている。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・当該施設及び類似施設等の施設管理実績がある。
- ・申請団体の財務状況が非常に健全で、経費の積算根拠が適正に算定されている。
- ・人員配置、ローテーションについて具体的に示され、安定的な管理運営が期待できる。
- ・資格取得等、専門性向上のための教育体制が整備されている。
- ・地域の清掃活動に参加する等、地域貢献に力を入れている。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・資格取得等により専門性向上に努め、障がい者との連携や社会参加、障がい者スポーツの向上につながる提案がなされている。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、障がい者の利用に関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・障がい者やその他のスポーツ団体への支援についての取組、障がい者スポーツの普及に関する提案など、施設利用者の増加等が期待される内容であった。
- ・管理体制についても、安定的な運営が期待できる提案である。

(5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果	審査項目	一人当たり配点	審査内容
		文化コーポレーション			
1. 市民の平等な利用が確保されること	144	93.8	管理運営方針等	9	市の管理方針を認識しているか。
					公の施設の設置目的を理解しているか。
					申請団体の経営モラルは適切か。
			平等利用	15	利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。
					相談や苦情等の対応が提案されているか。
					他団体との連携及び広域的な事業展開のための工夫が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	108	69.2	利用の促進	3	利用者増のための広報・PR対策を提案がされているか。
			サービス・利便性の維持向上	15	利用者サービスの向上について提案がされているか。
					施設の維持管理、安全管理について、的確な実施計画が提案されているか。
					施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	60	39	経費配分	10	具体的な管理業務の効率化が提案されているか。
					適正な経費配分の考え方について提案されているか。

4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	222	150.2	物的能力	20	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。
					類似施設を良好に運営した実績があるか。
					収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。
					収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
			人的能力	17	組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。
					利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。
					業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。
					個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	66	42	公の施設を管理するに当たりアピールしたいこと	11	関係団体や障害者の交流についての提案がなされているか。
					障害者スポーツの向上及び社会参加につながる事業提案がなされているか。
合計	600	394.2		100	
〈参考〉：提案金額	14,768千円（令和7年度）				

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算編成を経て市議会の議決により決定するものです。